

各 位

株式会社福井銀行

同性パートナー・事実婚の方々に対する住宅ローンの取扱開始について

株式会社福井銀行（頭取 長谷川 英一）は、住宅ローンの連帯債務者・収入合算者・担保提供者における配偶者の定義に、「同性パートナーの方々」「事実婚の方々」を含める取扱いを開始します。

昨今、ジェンダーの多様性・結婚の形の変化に対する社会的関心が高まっており、お客さまのライフスタイルも大きく変化しています。今般の住宅ローンの取扱いが始まり、新たな選択肢が広がることで、多様なライフスタイルを持つお客さまにとって、より豊かな生活を実現するきっかけとなることを期待しています。

福井銀行は今後も、お客さまのニーズに幅広くお応えできる商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

2023年12月1日（金）

2. 概要

対象商品	福井信用保証サービスの保証付住宅ローン
同性パートナー・事実婚の方々を対象となる内容	連帯債務・収入合算(※1)・担保提供(※2) ※連帯債務となる場合は、夫婦連生団体信用生命保険のご加入が条件となります
お申込時に必要となる書類	【同性パートナーの方々】 以下のいずれか (1) 自治体が発行する「パートナーシップ証明書」等の公的証明書 (2) 公的証明書を発行していない自治体の場合は下記のすべての書類 ・合意契約に係る公正証書(※3) ・任意後見契約に係る公正証書 ・任意後見契約に係る登記事項証明書
	【事実婚の方々】 「未届の妻/夫」「妻/夫（未届）」との記載がある住民票

※1 住宅ローンを申込みする本人の収入に配偶者等の収入を合算し審査すること

※2 物件を共有する場合、共有者にも担保提供者として共有物件を担保に提供していただくこと

※3 合意契約に係る公正証書には以下の事項が明記されていること

- ・二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること
- ・二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと

3. 該当するSDGsの目標



【Fプロジェクト サステナビリティ方針】
Fプロジェクトは、持続可能な地域社会の実現に向け、気候変動等の環境問題など地域を
取り巻くさまざまな課題解決に誠実かつ公正に取り組み、社会価値・経済価値・企業価値の
向上を目指してまいります。
※Fプロジェクト：福井銀行グループと福邦銀行グループの総称

以 上